

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

千葉県

2. 構造改革特別区域の名称

元気いっぱいちば障害児給食特区

3. 構造改革特別区域の範囲

千葉県の全域

4. 構造改革特別区域の特性

千葉県は関東平野の南東部に位置し、海拔500mを超える山がなく起伏の少ない県である。東部は太平洋、西部は東京湾に面しており、茨城県、埼玉県、東京都と隣接している。

県内には、多様な産業集積、空港等の産業基盤や都市基盤の集積、大学や研究機関、人材や技術、地域コミュニティや歴史文化など、長年にわたり培ってきた膨大な地域産業資源が存在する。

また、温暖な気候や広い県土、変化に富んだ海岸といった豊かな自然環境に恵まれ、大消費地である首都圏に位置するという有利な立地条件から、全国屈指の農林水産県としても発展してきた。そのため、県では、地場産物を活用した食育体験プログラムを作成・提供し、地産地消（千産千消）による食育推進活動を積極的に行っている。

人口は約620万人で全国6位の規模を誇り、首都圏のベッドタウンとしての一面を擁する。一方、65歳以上の高齢者は人口の20%を超え、高齢者の割合は今後急速に高まっていくと考えられる。

合計特殊出生率は、令和4年に1.18となり、平成27年以降、減少傾向にあり、全国平均を下回っている。

合計特殊出生率が全国でも下位にあり、少子化が進む本県であるが、障害児の数は身体障害・知的障害いずれも毎年増加しており、令和5年3月31日現在で、身体障害者手帳を所持する18歳未満の児童は3,535人、

また、療育手帳を所持する18歳未満の児童は13,324人となっている。こうした障害のある児童は、就学を機に特別支援学校や特別支援学級の他、通常の学級にも在籍しており、その多くは在宅で生活している。

しかし、その一方で、県内の障害児通所支援事業所は、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援合わせて、令和6年3月31日現在1999か所となっており、そのうち児童発達支援センターは47か所にとどまっている。

本県では、個々の児童の特性に十分に配慮し、専門的な支援を行いつつも、障害のない児童と同様に、それぞれの居住地域において障害児の育ちと子育てを支えることを基本的スタンスとしていることから、平成24年度から児童発達支援センターが地域の療育拠点として新設されているが、同センターの設置推進は、障害児の人数と比べ施設が不足している本県にとって、重要な課題となっている。

5. 構造改革特別区域計画の意義

児童発達支援センターにおける児童の給食について、各種調理機材が完備し、栄養士や調理師等が充実している事業者等から搬入することにより、食事内容の充実や人件費の節減、調理業務効率の向上、給食経費の節減が予想される。

これにより、多くの事業主体による児童発達支援センター設置への参入や、障害児通所施設から児童発達支援センターへ移行した際の安定的な事業運営やサービス水準の維持向上を促進することができる。

また、千葉県産品を利用した地産地消（千産千消）を進めることで、地場産品の消費の拡大が促進されること、健全な食生活を実践することで、児童が食を通じた郷土意識を育めることが見込まれる。

6. 構造改革特別区域の目標

- ① 児童発達支援センターの経費節減、事業運営の合理化が図られることから、児童発達支援センター運営法人の経営の安定やサービス水準の維持向上につながり、地域の拠点的・中核的な療育支援施設として障害児サービスの充実を実現する。

- ② 併せて、新たに児童発達支援センターを開設しようとする事業者にとって、より参入しやすくなり、同センター未設置の県内各地域における新規設立を推進し、障害児支援の地域拠点の拡充を図る。
- ③ 児童発達支援センター、給食調理を専門とする事業者等関係機関が連携して食育に取り組むことで、食べることの大切さ、食べ物の育ちやそれを育てる自然環境、地産地消（千産千消）や生まれ育った地域の食文化に対する関心を高める。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

児童発達支援センターにおける給食を外部搬入方式にすることにより、事業運営の合理化、運営法人の経営の安定やサービス等の維持向上が図られ、障害児支援の地域拠点の整備による安心できる子育てや、障害児・者の地域生活の推進という地域の活性化、新たな事業所の参入による雇用の創出、地域経済の活性化にも寄与する。

また、児童発達支援センターにおいて地産地消（千産千消）や食育を推進することにより、正しい食習慣が形成され、成長期に必要な栄養バランスのとれた食物を安定的に提供することができ、児童の健やかな成長を促す社会的効果を得ることができる。

8. 特定事業の名称

9 3 9 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

1. 特定事業の名称

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内の児童発達支援センター

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特例措置の認定があった日以降

4. 特定事業の内容

構造改革特別区域内の児童発達支援センターに給食調理を専門とする事業者等から給食を搬入し、地場産品の充実による食育の促進と児童の特性に応じた健全育成を図る。

なお、児童発達支援センターは0歳～18歳の児童が利用可能であることから、アレルギーや体調不良、障害特性等考慮すべき児童については、必要に応じ児童発達支援センター内の調理室で給食を調理するなど、きめ細かな対応を図る。

5. 当該規制の特例措置の内容

児童発達支援センターにおいて、給食調理を専門とする事業者等と給食の外部搬入について契約を締結する。

本特例措置により、給食調理を専門とする事業者等の稼働率を高めるとともに、給食に要する食材を一括購入することによる経費節減など、児童発達支援センターの事業運営の合理化だけではない、効率的な給食運営を目指す。

- ① 児童発達支援センターを利用する障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じるため、調理室に加熱・保存に必要な機器を有し、個々の障害特性やアレルギー、アトピー、離乳食、体調不良等に対応するため、再加熱や再加工等を行う。また、児童発達支援センターの栄養士等が栄養管理表や献立の点検を実施し、食事の嚥下支援を行うなどする。
- ② 児童発達支援センターにおいて給食の外部搬入を行うにあたり、衛生基準として示された「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2の規定を遵守するものとし、調理業務従事者に対して、定期的に衛生面や技術面の教育訓練、健康診断や検便を実施する。
- ③ 児童発達支援センターの調理業務を委託するにあたっては、「構造改革特別区域における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」に

について（平成18年3月31日障発第0331011号）」の3（2）中にあるとおり、「施設は、業務契約を締結するに当たり、調理業務担当者は、食事の調理のみならず、障害児の障害状況を考慮し、医師等から栄養、食材等の制限について情報を入手し、指導を受けて食材の選定や献立の作成、食事の加工が必要な障害児への対応を行う」とする部分、また、3（3）部分を遵守することとする。

その上で、障害児に対する食事の提供の責任が当該児童発達支援センターにあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうような体制及び調理業務受託者との契約内容を確保する。

- ④ 児童発達支援センターは、提供する給食について必要な栄養素量を確保するため、児童発達支援センターあるいは受託業者に栄養士を配置し、受託業者に対し、栄養管理について報告させる。なお、報告を受けた際には、調理現場の訪問等により履行状況の確認、指示を行う。

また、児童発達支援センターの食育や摂食の方針を受託業者と共有し、食材の選択や調理の方法について協議する。食材の選択にあたっては、できるかぎり季節に応じた物や地場の物を活用させる。

- ⑤ 食育プログラムについては、各児童発達支援センターで用いているものを踏まえ、障害児ごとに策定する通所支援計画の中に、障害児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの障害の特性に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する事項を盛り込むこととする。

- ⑥ 児童発達支援センター調理室の状況

児童発達支援センター名	佐倉市さくらんぼ園
調理室の面積	14.4㎡
各児童発達支援センター調理室の設備（調理器具等一覧）	冷蔵・冷凍庫、ガスコンロ、食器消毒保管庫等

児童発達支援センター名	鎌ヶ谷市こども発達センター
調理室の面積	5.9㎡
各児童発達支援センター調理室の設備（調理器具等一覧）	冷蔵・冷凍庫、ガスコンロ、電子レンジ、電気ポット等

児童発達支援センター名	浦安市こども発達センター
調理室の面積	7.17㎡
各児童発達支援センター調理室の設備（調理器具等一覧）	殺菌灯、冷凍・冷蔵庫、電子レンジ、ガスコンロ、フードプロセッサー等

児童発達支援センター名	印西市立こども発達センター
調理室の面積	4. 3 1 m ²
各児童発達支援センター調理室の設備（調理器具等一覧）	冷蔵庫、電子レンジ、ガスコンロ、保温庫、配膳台、IHコンロ等

児童発達支援センター名	ふる里学舎つぼみ館
調理室の面積	2 8. 7 0 m ²
各児童発達支援センター調理室の設備（調理器具等一覧）	冷蔵庫、電子レンジ、IHコンロ、食器洗浄機、食器乾燥機、ライスロボ等

6. 児童発達支援センター給食配送計画

○各実施主体の給食配送計画は別添1、2、3、4、5のとおり